

総務財政委員会報告書（案）

令和7年12月11日

北九州市議会議長 中村義雄様

総務財政委員会委員長 村上幸一

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

1 調査事件

大都市財政の実態に即応する財源の拡充について

指定都市では、社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度、生活環境や都市機能の充実・向上のための財政需要が増加しているが、現状において税制・財政上の措置が十分になされていない。さらに、全国的に多発する大規模災害からの復旧や復興、防災・減災対策や国土強じん化の取組のほか、物価高への対応などに多額の経費が見込まれ、財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした中でも引き続き、緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があり、国・都道府県・市町村の役割分担や事務権限を明確にした上で、適切な財源が措置されることが重要である。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、従前のとおり、大都市財政の実態に即応する財源の拡充について指定都市議会と共同して取り組むこととした。

2 調査の経過及び結果

○令和7年10月15日 総務財政委員会

指定都市が共同で取りまとめた「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」のとおり、指定都市議会と共同で国に対する要望活動を行うことを決定した。

要望に当たっては、令和7年10月8日の指定都市議会の税財政関係特別委員長会議での決定事項に従い、各党派に対する要望活動を行うことを確認した。

また、従来から要望活動に併せて行っている各市の個別要望における本市の個別要望事項を決定した。

（1）「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（要旨）

《税制関係》

① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

ア 税源移譲により、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、新たな役割分担に応じた

「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていくこと。

イ 地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

② 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

③ 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市への移譲事務について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

④ 個人住民税の一層の充実

市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する上で、より一層の充実を図ること。

⑤ 固定資産税等の安定的確保

ア 固定資産税は、国の経済対策等に用いず、安定的な確保を図ること。

イ 償却資産に対する固定資産税の制度を堅持すること。

ウ 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を早期に廃止し、負担水準を70%に収れんさせる制度とすること。

エ 地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。

《財政関係》

① 国庫補助負担金の改革

ア 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

イ 税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

また、地方にとって自由度が高く活用しやすい制度とすること。

② 国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

③ 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

ア 地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。

また、具体的な算定方法を早期に明示することにより、地方交付税額の予見可能性を確保すること。

イ 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

④ 地方債制度の充実

ア 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び脱炭素化推進事業債について、令和7年度までとされている事業期間を延長すること。さらには、恒久的な措置とするなど重点的な支援を行うこと。

また、公共施設等適正管理推進事業債については、公用施設も対象とともに、長期的な視点で計画的に対策を進められるよう、恒久的な措置すること。

イ 地方債のうち公的資金について、指定都市への配分を増やすとともに、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

(2) 本市の個別要望事項（要旨）

① 米国の関税措置への対策と支援強化

北九州市には高い技術力により世界経済に直結している企業が多く、米国の関税措置により深刻な影響が出ることが懸念されるため、日本の基幹産業であり、地域産業である自動車、鉄鋼などに対して、資金繰り支援や、販路開拓など企業の成長に資する強力な支援の実施を要望するもの。

② 物価高対策に要する財政措置等

ア 全ての国民、事業者に影響を及ぼす電気・ガス料金等エネルギー価格及びコメを含む食品価格の上昇への対策など、国全体の施策に関わるものは、国の責任において適切に対応すること

イ 国庫補助負担金の対象事業については、その算定基礎において、今後も状況に応じ、時機を逃さず物価上昇分を反映すること

ウ 国の経済対策等に伴う地方公共団体の独自施策に対し、今後も引き続き、地方向けの交付金による財政支援を行う場合は、必要額の確実な措置を行うことを要望するもの。

③ 北九州空港の機能強化・利用促進に向けた支援

ア 滑走路3,000メートル化をはじめとする物流拠点機能の向上に向けた協力

- ・3,000メートル滑走路の早期供用の推進

- ・貨物機用エプロンの拡張整備の推進

- ・新門司沖土砂処分場（3工区）の土地活用への配慮

- ・航空機燃料の給油能力増強への支援

イ 旅客、貨物の受入れ体制強化への支援

ウ 航空貨物事業者への着陸料、航空機燃料税等の公租公課軽減の支援を要望するもの。

④ カーボンニュートラルの実現に資する洋上風力発電関連産業をはじめとしたエネルギー産業の総合拠点化に向けた支援

- ア 地域配分を考慮した計画的・継続的な促進区域の指定
- イ 浮体式洋上風力発電設備に対応する施設の検討に係る技術的助言など各種取組への支援
- ウ 九州中国間の送電網強化の早期実現及び風力発電の産業化に貢献し、発展を促す人材育成や地元企業の人材確保につながる取組など本市地域エネルギー政策の推進に対する支援
- エ 港湾脱炭素化推進計画の実現に向けた各種取組への支援を要望するもの。

⑤ 脱炭素社会実現に向けた水素拠点形成及びサプライチェーン構築の支援

東田地区の「北九州水素タウン」での実証や、響灘地区の「CO2フリー水素製造・供給実証」など、全国に先駆けた水素プロジェクトを進めてきた市内における水素拠点形成及びサプライチェーンの構築に関する財政的な支援を要望するもの。

⑥ 北九州港及び関門航路の整備推進

- ア 北九州港の整備推進、支援
 - ・廃棄物海面処分場の整備推進に対する支援
 - ・新門司地区複合一貫輸送ターミナルの航路、泊地の整備推進
 - ・社会资本総合整備計画による実施事業推進に対する支援
 - ・西海岸地区岸壁の整備推進（老朽化対策及び耐震化）
 - ・港湾メンテナンス事業及び海洋メンテナンス事業推進に対する支援
- イ 関門航路の整備推進
 - ・航路水深14メートル化に向けた整備推進を要望するもの。

⑦ 下関北九州道路の早期実現

地域のニーズや喫緊の課題に的確に応えていくためには、関門橋や関門トンネルと一体となった環状道路網の形成による多重性・代替性の確保が必要不可欠なことから、下関北九州道路の整備促進に向けた財源の安定的な確保を要望するもの。（なお、日本共産党は要望しないこととされた。）

⑧ 円滑な価格転嫁による取引適正化、賃上げに向けた環境整備の強化

原油価格の高騰や円安などによるエネルギー価格、原材料価格等の上昇が長期化していることを受け、パートナーシップ構築宣言のさらなる推進、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監督の徹底、労務費の適切な転嫁による賃上げの機運醸成など事業者に必要な支援の強化を要望するもの。

⑨ 首都圏に集中する企業等の地方移転の推進

地方創生の観点に加え、自然災害等の有事の際にも社会経済活動を維持し、国民生活が停滞しないよう、バックアップ拠点の整備が求められていることから、企業及び政府関係機関の地方移転の推進を要望するもの。

⑩ 市街地再開発事業等によるまちづくりの推進

小倉の町が持つポテンシャルを活かしたビジネス拠点の形成や、誰もが安心して住み続けられる、安全で快適なまちづくりの実現には、市街地再開発事業

や優良建築物等整備事業等に対する安定的かつ継続的な財政支援が不可欠であるため、必要となる財源の安定的な確保を要望するもの。

- ⑪ 学校給食費無償化に係る制度創設及び財源措置
- ア 自治体間の格差を解消し、公立義務教育諸学校における、すべての児童生徒を対象とした学校給食費無償化の制度創設
- イ 給食の質を確保しつつ自治体に負担が生じないよう、学校給食費の無償化を持続的で安定的な制度として実施していくための、国庫補助等による財源措置を要望するもの。
- ⑫ 学校体育館のエアコン設置に関する財政支援
- ア 空調設備整備臨時特例交付金の対象工事費上限額の引上げ
- イ リース代等のランニングコストへの補助制度創設を要望するもの。
- ⑬ いじめ・不登校等の課題への対応支援の強化
- ア 不登校児童生徒に対応する教職員配置（教育支援センターや学びの多様化学校に対する教職員の加配措置等）について、必要かつ十分な制度構築や財政措置を講ずること
- イ 自治体が多様な学びの機会の確保等を目指して取り組む事業に対し、支援員の配置や地域・大学との連携事業の実施等に係る財政措置を講じること
- ウ いじめ重大事態の調査組織における委員選定が円滑に行えるよう、国が各職能団体に協力を要請すること
- エ いじめ重大事態の調査結果の公表範囲や時期について、国が詳細な基準を示すことを要望するもの。

(3) 党派別要望日程

党 派	実施日	備 考
自由民主党	11月20日(木)	村上幸一委員長出席
公明党	11月19日(水)	村上直樹委員出席
日本共産党	11月25日(火)	永井委員出席
国民民主党	11月26日(水)	宇都宮委員出席
立憲民主党	11月12日(水)	
日本維新の会	11月19日(水)	
社会民主党	11月18日(火)	

○まとめ

眞の分権型社会の実現には、国と地方の役割分担の抜本的な見直しと、新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、税源移譲による税源配分の是正など、地方税財源の拡充強化が必要である。

また、大都市においては、増大する財政需要に対応し、自主的かつ安定的な財政運営を行うため、その実態に即応した税財政制度が確立されなければならない。

議会においても、引き続き、国に対する要望活動を行っていくことが求められている。